

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食材料費高騰分支援金	①物価高騰による給食費保護者負担分の値上げが必要となる中、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てができる環境を整えるため、小学校、中学校及び幼稚園に対して、給食材料費を補助するもの ※教職員の給食費は含んでいない ②給食の材料費高騰分の補助に係る経費を補助金で支援 ③ 小学校 5,600円×420人×11ヶ月 中学校 6,200円×220人×11ヶ月 幼稚園 1,300円×66人×10ヶ月 ④小学校、中学校、幼稚園の保護者	R7.4	R8.3
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応商工振興商品券発行事業(第1弾)	①プレミアム付き商工振興商品券を発行することで、物価高騰等による影響を受ける消費者負担の軽減を図るとともに、消費者の購買意欲を向上させ、もって、地域経済の好循環を促す(第1弾:6/9申込開始) ②プレミアム付き商工振興商品券の発行に必要な経費を補助金で支援 ③町内事業者で使用できるプレミアム商品券発行に係る経費の補助 プレミアム分 14,000千円(発行額70,000千円×プレミアム率20%) 発行に係る事務費 2,700千円 計16,700千円 ④町民	R7.5	R8.3
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応商工振興商品券発行事業(第2弾)	①プレミアム付き商工振興商品券を発行することで、物価高騰等による影響を受ける消費者負担の軽減を図るとともに、消費者の購買意欲を向上させ、もって、地域経済の好循環を促す(第2弾:8/5申込開始) ②プレミアム付き商工振興商品券の発行に必要な経費を補助金で支援 ③町内事業者で使用できるプレミアム商品券発行に係る経費の補助 プレミアム分 6,000千円(発行額30,000千円×プレミアム率20%) 発行に係る事務費 1,096千円 計7,096千円 ④町内外	R7.6	R8.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育施設給食費支援事業補助金	①物価高騰等の影響を受ける給食食材費の一部を補助することで、保護者及び事業者の負担軽減を図る※教職員の給食費は含んでいない ②保育所等の給食費に対して補助金で支援 ③1,300円×90人×12ヶ月 ④保育所等を運営する事業者	R7.4	R8.3
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	独居高齢者等生活支援事業	①物価高騰等の影響を受ける独居高齢者及びひとり親世帯に対して、町商工振興会商品券を配布し、負担の軽減を図る。 ②対象者に対して商品券を配布するために必要な経費 ③商品券 560名×5,000円＝2,800千円 消耗品費 20千円 通信運搬費(引換券発送 560名×110円)+(勧奨 168名×110円)＝81千円 ④70歳以上の独居高齢者(家族が同居している方などを除く) 児童扶養手当の受給者(全部支給停止者は除く)	R7.6	R8.3
11	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者等エアコン設置費用助成金	①物価高騰等の影響を受ける高齢者及び非課税世帯等に対して、熱中症の発症を予防し、安全で安心な生活を支援するために、エアコンの購入設置費用の一部を補助 ②エアコンの購入設置費用の一部を補助金で支援 ③80,000円×20世帯 ④65歳以上の生活保護世帯、住民税非課税又は均等割のみ課税世帯(75歳以上の世帯に限っては課税非課税を問わない)等	R7.6	R8.3
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育施設給食費保護者負担軽減措置補助金	①物価高騰等の影響を受ける給食食材費の一部を補助することで、保護者の負担軽減を図る※教職員の給食費は含んでいない ②保育所等の給食費に対する保護者負担金の一部を補助金で支援 ③3,300円×90人×6ヶ月＝1782千円、通信運搬費10千円 ④保育所等の給食費を負担した3.4.5歳児の保護者	R7.10	R8.3
13	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金減免事業	①物価高騰の影響による生活者支援策として、水道基本料金3期(6ヶ月)分を減免し、家事用水道使用者(業務用及び公共施設等は除く)の負担を軽減する(隣接市営水道を利用する特定エリアの家事用水道使用者については、相当分を補助する) ②上水道事業及び寄簡易水道事業において、水道基本料金3期(6ヶ月)分の減免に係る費用として一般会計から繰り出す額 また、特定エリアにおいて、同様の負担軽減として一般会計で補助するために必要な経費 ③上水道:1,430円×3期×4,150件+事務費245千円 寄簡易水道:1,430円×3期×680件 特定エリア補助:780円×6ヶ月×150件+事務費64千円 ④公共施設等は除く、町内家事用水道使用者	R7.8	R8.3
14	④消費下支え等を通じた生活者支援	移動販売車物価高騰対策補助金	①物価高騰の影響を受けている買い物困難者の経済的負担の軽減を図るため、移動販売車の販売する全商品に上乘せされている手数料20円分を補助するもの ②販売商品の手数料分(1点20円)を補助 ③10,000点×20円×5カ月 ④移動販売事業者	R7.10	R8.3
15	①食料品の物価高騰に対する特別加算	町立幼稚園給食費保護者負担軽減措置補助金	①物価高騰による給食費保護者負担分の値上げが必要となる中、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てができる環境を整えるため、町立幼稚園に通う園児の保護者に対して、従来の給食費補助事業とは別に補助するもの ※教職員の給食費は含んでいない ②給食の補助に係る経費を補助金で支援 ③幼稚園 3,300円×62人×6ヶ月 ④幼稚園の保護者	R7.10	R8.3
16	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設等電力価格高騰対策事業	①物価高騰による学校施設等の直接住民の用に供する施設に対し、光熱水費の価格高騰分相当分に交付金を充当することで、施設の安定的な運営を通じて施設利用者を支援する。 ②対象施設の光熱水費(価格高騰分)を交付金対象とする。 ③ 松田小学校 163千円×12ヶ月＝1,956千円 松田中学校 174千円×12ヶ月＝2,088千円 ④町内小中学校2校	R7.4	R8.3
17	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設等(住民利用施設)電力価格高騰対策事業	①物価高騰による公共施設(生涯学習センター)の直接住民の用に供する施設に対し、光熱水費の価格高騰分相当分に交付金を充当することで、施設の安定的な運営を通じて施設利用者を支援する。 ②対象施設の光熱水費(価格高騰分)を交付金対象とする。 ③ 生涯学習センター 416千円×12ヶ月＝4,992千円 ④町内小中学校2校	R7.4	R8.3